

山崎学園ビジネス三校校友会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は山崎学園ビジネス三校校友会と称する。

第 2 条 本会は本部を前橋市小屋原町1098番1に置く。

第 3 条 本会は会員の教養の向上を図り、会員相互の親睦を深め、母校の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 会 員

第 4 条 本会は下記の会員をもって組織する。

1. 正会員・・・山崎学園ビジネス三校の卒業生
2. 特別会員・・・山崎学園ビジネス三校の現及び旧の職員
3. 名誉会員・・・学識名望があり、本会及び母校に功労ある者で、総会において推薦された者

第 3 章 事 業

第 5 条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員及び母校の発展を援助する事業
2. 会員の教養の向上を図る各種の講演会、親睦会等
3. 母校の進路指導・広報活動(学生募集)等に対する協力援助
4. その他必要と認める事項

第 4 章 役 員

第 6 条 本会は下記の役員を置く。

1. 会 長・・・1名
2. 副 会 長・・・3名
3. 書 記・・・2名
4. 会 計・・・2名
5. 会計監査・・・2名
6. 常任理事・・・各卒業年度の理事より1名
7. 理 事・・・各卒業年度のクラス代表1名
8. 顧 問・・・若干名(会長経験者、本会に特に功績があった者、校長)

第 7 条 会長及び副会長は役員会で候補者をあげ、総会で決定する。

書記、会計、会計監査は会長がこれを委嘱する。

第 8 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理し、総会及び役員会の議長を務める。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は職務を代行する。
3. 書記は本会の庶務を行う。
4. 会計は本会の会計事務を行う。
5. 会計監査は会計を監査する。

第 9 条 役員の任期は3年とする。但し再任は妨げない

第 5 章 総 会

第 10 条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

第 11 条 定期総会は会長が召集し、原則として3年毎に開催する。

第 12 条 臨時総会は必要に応じ、役員会の決議を経て会長がこれを招集する。

第 13 条 次の事項は総会において、協議決定する。

1. 会則の改廃
2. 役員の改選
3. 予算及び決算
4. 事業計画
5. 財産の管理及び処分
6. その他重要事項

第 6 章 役 員 会

第 14 条 役員会は下記の通りとする。

1. 役員会は会長、副会長、書記、会計、会計監査をもって構成する。
2. 役員会は会長が随時招集し、決算、予算その他重要な会務を審議する。
3. 総会及び理事会が開催できないとき、総会で決定すべき事項又は緊急を要する事項を総会に代り決定することができる。
4. 役員会の決議は出席する役員の過半数の賛同を必要とする。

第 7 章 理 事 会

第 15 条 理事会は下記の通りとする。

1. 理事会は、役員会構成員及び常任理事・理事をもって構成する。
2. 理事会は、定期理事会及び臨時理事会とする。
3. 定期理事会は会長が招集し、原則として毎年開催する。
4. 臨時理事会は、必要に応じ、役員会の決議を経て会長がこれを招集する。
5. 理事会は、決算、予算その他重要な会務を審議する。
6. 理事会は、総会を開催しない年又は開催できないとき、総会で決定すべき事項又は緊急を要する事項を総会に代り決定することができる。決定は出席理事の過半数の賛同を必要とする。

第 8 章 会 計

第 16 条 本会の経費は会員の会費及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

1. 入会金は卒業時に終身会員として8,000円納入する。
2. 寄付金は随時納入する。

第 17 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第 9 章 附 則

第 18 条 本会の事務局を本部内に設置し、ビジネス三校職員がこれに当たる。

第 19 条 本会の慶弔規定は別に定める。

第 20 条 会務執行上の細則は役員会の審議を経て会長がこれを定める。

第 21 条 本会則は平成13年4月1日より施行する。

1 平成16年6月14日一部改正

2 平成16年9月28日一部改正